



第二回パワハラ裁判 詳細な実態明らかに

大阪今里営業所内で行われた悪質なパワハラ事件は、会社側が謝罪しないまま訴訟に発展しましたが、この問題は既に監督官庁である労働基準監督署から、病気休職に追い込まれた被害者に対し、**日本で初めてパワハラによる労災適用**の認定がされています。

ところが、会社（社長・松尾憲治）は頑として非を認めず、弁護士を5人も動員し、徹底抗戦の構えを示しています。

保険金不払い問題では金融庁から会社の法務部に問題があると、指摘されたにもかかわらず、弱者に対するこのような高圧的な態度は、社風が改まっていないことを示すものです。

社内、大労組の明治安田生命労組は相変わらず非協力のため、当労組（全労組）は近畿支部松本副委員長が中心となり、被害者救済のための活動を行っています。

第二回公判は1月28日大阪地裁で開廷、被害者Tさんの意見陳述が行われ、驚くべきパワハラの実態が明らかになりました。傍聴席にはマスコミ数社が現れ、今後も取材を続けるとのことでした。 次回公判は4月13日の予定

労働110番受付

社員であれば所属労組に関係なく、御相談ください。
不当解雇・労働基準法違反・パワハラ・セクハラ
意思に反する、長時間残業、休日出勤など、悩み事は組合に相談しましょう。

難しい法的な問題は顧問弁護士が対応します。

TEL 03-3346-2874

メール kyougikai@my-union.com

* 不在の場合は留守録に電話番号をいれてください。
こちらから連絡します。

1月の活動



1月8日から各支部執行委員会開催・会社提案の労働協約改定案の検討・各友誼団体の新年会、挨拶回り

1月22日 第二回労働協約改定案の検討 1月25日労働相談会 12名出席

1月28日 大阪地裁パワハラ裁判 1月28日団体交渉(東京)